

第7章



計画の推進体制



第7章 計画の推進体制

1 推進体制の整備

(1) 庁内体制の整備

次世代育成支援地域行動計画は、児童福祉のみならず、保健、医療、教育、まちづくり、住宅、産業経済など広範囲にわたっていることから、さまざまな部局と連携し、全庁的に施策を推進していきます。

また、児童相談所や保健センター、教育機関、警察など関係機関との連携を強化し、総合的な取り組みを図っていきます。

(2) 計画の進行管理

本計画に基づく施策を総合的・計画的に推進するためには、計画の進行状況について、定期的に調査・把握をし、達成状況をチェックする必要があります。

そのため、「目標事業量」などをもとに、各年度において実施状況を把握、点検し、計画の着実な推進をめざしていきます。

2 市民との協働

(1) 市民との協働体制の構築

本計画の推進に当たっては、市民と行政の協力体制が不可欠です。

子どもに関わる民間団体と連携を図るとともに、市内の企業・事業所等との連携も図りながら計画を推進していきます。

また、市民代表者や学識経験者、関係機関・団体等、現在子育てをしている市民などで構成されている「次世代育成支援対策地域協議会」で、計画の実施状況を把握・点検するとともに、相互の情報交換、連絡調整を行い、市民と市の協働体制を築きます。

(2) 計画の内容と実施状況の公表

本計画の策定及び変更については、市ホームページやダイジェスト版の作成・配布等により、広く市民に周知していきます。